

## 総務文教委員会

本委員会は、平成20年第1回定例会で付託となりました「富良野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」閉会中、審査を進めて参りました。

### ■条例制定の目的は

この条例は、本市が参加する北海道電子自治体共同運営協議会において整備が進められておりました、電子申請システムの運用が開始された事に伴い、従来の書面による各種申請、届出に加え、インターネットを経由したオンラインによる手続きを可能とするための通則的事項を規定するもので、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図る事が目的です。

### ■背景は国の電子政府構想

平成13年1月、国はすべての国民が情報通信技術を積極的に活用し、その利便性を最大限享受できるよう、インターネット等の利用を高め日本型IT社会

の実現を目指す「e-Japan戦略」を策定いたしました。電子情報が紙情報と同様に扱われ、効率的でサービスの良い電子政府の実現に向け、平成15年度、行政手続オンライン化関係三法を施行しております。

的でサービスの良い電子政府の実現に向け、平成15年度、行政手続オンライン化関係三法を施行しております。

### ■電子申請で市民の利便性向上

議論の経過ですが、将来的に電子決済が可能となれば利便性が高まり利用者は増加するのではないか、また、選択肢が広がるのは利点である。一方、セキュリティは万全なのか、情報通信技術の普及、啓蒙活動を行なうべき、インターネット高速回線の接続環境が悪い地域については継続して対応していく必要があるなど多岐に亘る意見が出されました。

意見調整の結果、市民の利便性向上が期待される事や行政運営上からも効率的であるという点から、本条例は「原案可決すべきもの」と決定し、先の第2回定例会に報告し、原案のとおり可決されたところあります。また、閉会中の事務調査は「地球温暖化防止対策」です。

## 広域連合規約審査特別委員会

本委員会では、「農村観光都市の形成について」調査に係る資料の提出と担当部の説明を求め調査を進めてきました。

農村観光都市の形成につきましては、市政執行方針の中で、①豊かな自然景観を生かし、農業と観光の融合による地域振興をめざし、都市と農村の交流を進めます。

②恵まれた大地で営まれる農業と、美しい農村風景、豊かな自然景観そして、それらと連携した観光、この三つが融合し、都市と農村の交流が促進されるものと考えている。「食観光」「体験観光」「自然観察体験」「エコ観光」のさらなる振興を図るため、既存の観光資源に加え、生活性験メニューの開発をするとともに、情報発信や総合的な受入れ体制を確立する。

経済建設委員会より、第一回定例会において継続調査の許可を得た、事務調査「農村観光都市の形成について」中間報告をいたします。

委員会では、この市政執行方針を基本に、項目ごとにさらに調査を進め「農村観光都市の形成について」十分に検証いたし、更に継続調査を求めました。

以上、経済建設委員会からの中間報告といたします。

## 経済建設委員会

ともに、情報発信や総合的な受入れ体制を確立する。  
③移住定住対策については、北海道移住促進協議会等と連携し、情報の発信やPR活動を進め定住及び都市と農村の交流を進めるとしています。

### ■農村観光都市形成について

本件は富良野圏域5市町村が衛生処理・申内草地・消防・学校給食に係る事務及び道からの事務権限の移譲、国保事業、介護保険事業その他広域にわたる重要な課題について、調査研究に関する事務を共同で処理するた